

法科大学院在学中に司法試験受験を認める制度変更に対する会長声明

- 1 法務省は、法科大学院修了生と予備試験合格者に受験資格が与えられる司法試験について、法科大学院の最終学年に在籍する学生も受験できるよう制度変更すべく、早ければ本年秋の臨時国会に司法試験法改正案を提出し、2023年の司法試験から新制度の適用を目指しているようである。

かかる制度変更は、現行制度では3月に法科大学院を修了してから11月に司法修習が開始されるまで間が空くが（いわゆるギャップターム）、司法試験の在学中受験を可能とし、司法修習開始を4月にすることにより、在学中合格者が法科大学院修了から切れ目なく司法修習を受けられるようにしようとするものである。

今年行われた司法試験では、予備試験合格者の合格率は77.6%、法科大学院修了者の合格率は24.7%と両者の差は過去最大となった。また合格者1525人のうち予備試験合格者が336人（22.0%）を占め、人数、占有率ともに過去最大である。優秀な学生が経済的、時間的負担の大きい法科大学院ルートを避け、予備試験ルートを選択する傾向が明確になってきており、多くの法科大学院は予備試験を脅威と考えているようである。そこで、ギャップタームを法科大学院ルートの不人気要因の一つにとらえ、これを解消することによって法科大学院志望者減を食い止め、予備試験ルートに対抗しようというのが制度変更の基本的発想であろう。

- 2 しかし、かつて政府が法曹需要を過大に見積り、急激かつ大幅な司法試験合格者増加路線を敷いてきた結果、供給過剰による収入減が生じるなど弁護士職業としての魅力が低下し、かつ改善の兆しが見えないことこそが法曹離れの主因である。

当会は、2011年2月10日に行った「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」において、過払金返還請求事件を除いた法的需要の増加はほとんどなかったことを指摘した上で、無謀な司法試験合格者急増政策と決別すべきことを宣言した。また、2013年2月8日に行った「『法科大学院を中核とする法曹養成制度』の見直しを求める決議」において、時間的、経済的に通うことのできない、地方在住者や社会人の門戸を閉ざすといった障壁は、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」の構造的欠陥であり、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保という観点からは有害であるとして、法科大学院の修了を司法試験の受験資格とする司法試験法第4条は撤廃し、新たに司法修習を2年、給費制を復活させるべきことを訴えた。

生じている現実とその原因を直視した上で、これらのような制度の抜本の見直しがなされない限り、法曹を目指そうとする者の不安を取り除き、多様かつ優秀な人材を集めることはできないが、今回の制度変更は、抜本の見直しとは程遠い小手先の策であり、これにより法曹離れを食い止めることも、法科大学院ルートの人気が回復することもまず見込めない。

- 3 今回の制度変更は法科大学院制度のためのものであるにもかかわらず、法

科大学院関係者からも批判が集まっている。

現行司法試験法は、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」（第1条1項）であり、法科大学院課程における教育及び司法修習生の修習との有機的連携の下に行う（同条3項）ものとした上で、受験資格を法科大学院修了者（同法第4条）と、これと同等の学識及びその応用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とした予備試験の合格者（同法第5条）に限定している。

これまで法科大学院における法曹養成教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させた「プロセス」としての法曹養成制度の中核とされてきた法科大学院の在学中に司法試験受験を認めることは、法科大学院中核という建前すら放棄するものであるから、「プロセス」を重視する立場からは当然の批判である。

- 4 また、仮に制度変更をするとしても、司法試験を現行どおり5月に行うのか、それとも時期をずらすのかといった基本的な事項すらまだ明らかではなく、日弁連を含む関係者、関係団体から事前に十分に意見を求めた形跡はない。在学中の司法試験受験を認める場合、学習期間が今より短縮された受験生の増加に繋がり、受験生全体の質を低下させることは容易に想像しうるが、この点についてどのような検討がなされたのかも不明である。予備試験についても、公平を期すには法科大学院最終学年在籍者と同等の能力の判定ということになるが、現在よりも合格水準を落として行うことになるのであろうか。

政府は、2015年度から2018年度までを法科大学院集中改革期間と位置付けているが、今回の動きは期間内に制度変更の実績を作るべく、問題点の検討や関係者、関係団体との協議が不十分のままなされているものとの印象は拭えない。

- 5 現在合わせて検討されているいわゆる「3+2」（大学学部3年+法科大学院2年）にも当てはまるが、2012年に設置された法曹養成制度検討会議以降、制度としての法科大学院延命のため、長期間このような弥縫策に終始し続けている政府の姿勢は、現役法曹の失望を招くとともに、将来を不安視する若者が他分野に流れていく大きな原因ともなっている。一刻も早く抜本的な制度見直しに着手すべきであり、今回のような制度変更には時間を割いている場合ではない。
- 6 これまで当会は、繰り返し問題を指摘し、法科大学院を中核とする法曹養成制度に反対してきた。今回の法科大学院の制度変更（在学中の司法試験受験容認）に対し、当会は、以上述べてきたとおり反対するとともに、速やかに法曹養成制度を抜本的に改革するように求めるものである。

以上

2018年11月16日

千葉県弁護士会
会長 拝 師 徳 彦